

産業廃棄物処分業許可証

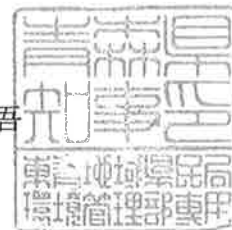
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三 村 申 吾



許可の年月日 平成29年8月1日

許可の有効年月日 令和4年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理 破砕	木くず がれき類

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
木くずの破砕施設 (移動式) [HC2400AT]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円 (ただし、騒音規制法に基づく第一種区域を除いた地域であって敷地境界から20m以上離れた排出現場に限る。) 【駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1】	152 t/日 (8時間稼働) 19 t/時間	平成18年10月1日
			平成18年9月29日
			18-8の2-6
木くずの破砕施設 (移動式) [TG540TX]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円 (ただし、騒音規制法に基づく第一種区域及び第二種区域以外の地域であって敷地境界から40m以上離れた排出現場に限る。) 【駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1】	228.8 t/日 (8時間稼働) 28.6 t/時間	平成23年4月6日
			平成22年6月7日
			22-8の2-2
木くずの破砕施設 (移動式) [HG4000TXII]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円 (ただし、騒音規制法に定める特定建設作業を行う場合で敷地境界から10m以上離れた排出現場等(工事現場及び一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。) 【駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1】	209.6 t/日 (8時間稼働) 26.2 t/時間	令和2年4月4日
			令和元年7月29日
			R1-8の2-2
がれき類の破砕施設 (移動式) [LT105]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円 (ただし、騒音規制法に基づく第一種区域を除いた地域であって敷地境界から22m以上離れた場所に限る。) 【駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110】	3,200 t/日 (8時間稼働) 400 t/時間	平成18年10月1日
			平成18年9月29日
			18-8の2-5

(裏面に続く)

(裏面)

3. 許可の条件

施設の稼働時間は、午前8時から午後5時までのうち8時間に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年6月21日 新規許可

平成23年9月29日 書換え

平成24年7月27日 書換え

平成24年7月27日 更新許可

平成29年8月1日 更新許可

令和2年6月9日 事業の用に供するすべての施設に「木くずの破碎施設（移動式）
[HG4000TXII]」を追加し、書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)